岐阜大学生命科学総合研究支援センター放射性同位元素実験分野放射線障害予防 規程

> 平成19年10月1日 規程第65号

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)及び電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「省令」という。)に基づき、岐阜大学生命科学総合研究支援センター放射性同位元素実験分野(以下「本施設」という。)における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

- 第3条 この規程において用いる用語の意義は、次のとおりとする。
 - 一 放射線業務従事者(以下「業務従事者」という。)とは、放射性同元素等の取扱い、 管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、岐阜大学生 命科学総合研究支援センター放射性同位元素実験分野管理責任者(以下「管理者」と いう。)が承認したものをいう。
 - 二 「一時立入者」とは、管理区域に一時的に立ち入る者で、放射線取扱主任者(以下 「取扱主任者」という。)が認めたものをいう。
 - 三 「管理区域」とは、外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、 空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性 同位元素によって汚染されるものの表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員 会が定める密度を超える場所をいう。

(運用基準の制定)

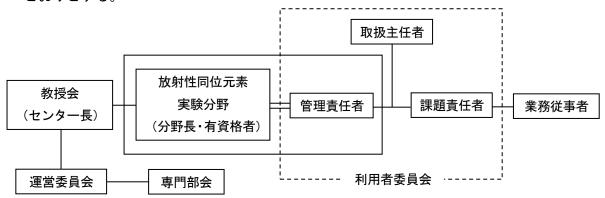
- 第4条 この規程に定める事項を実施するため、岐阜大学生命科学総合研究支援センター 長(以下「センター長」という。)にあっては第1号及び第2号、岐阜大学生命科学総 合研究支援センター運営委員会委員長にあっては第3号、第7条に規定する管理者にあ っては第4号に掲げる運用基準を定めるものとする。
 - ー 岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程
 - 二 岐阜大学生命科学総合研究支援センター運営委員会細則
 - 三 岐阜大学生命科学総合研究支援センター放射性同位元素実験分野専門部会要項
 - 四 岐阜大学生命科学総合研究支援センター放射性同位元素実験分野利用者委員会要 項

(遵守等の義務)

- 第5条 業務従事者及び一時立入者は、取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を 遵守し、その指示に従わなければならない。
- 2 センター長は法及び本規程に関し、取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第6条 本施設における放射性同位元素等の取扱い及び管理に係る安全管理組織は、次のとおりとする。



(管理者等)

- 第7条 本施設に関する業務を総括し、又は処理するため、管理者を置く。
- 2 管理者は、岐阜大学生命科学総合研究支援センター放射性同位元素実験分野長をもって充てる。

(取扱主任者)

- 第8条 本施設に、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行うために、取扱主任 者を置く。
- 2 取扱主任者が旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合は、 その期間、その職務を代行させるため取扱主任者の代理者(以下「代理者」という。) を置く。
- 3 学長は、管理者が取扱主任者の資格を有する者のうちから推薦した者を、取扱主任者 及び代理者に命ずる。
- 4 学長は、取扱主任者に選任された者に、原子力規制委員会規則で定める期間ごとに、 原子力規制委員会の登録を受けた者が行う講習を受けさせなければならない。

(取扱主任者の職務)

- 第9条 取扱主任者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - 一 予防規程及び運用基準の制定及び改廃への参画に関すること。
 - 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画に関すること。
 - 三 法令に基づく申請,届出及び報告の作成に関すること。
 - 四 立入検査等の立会いに関すること。
 - 五 異常及び事故の原因調査への参画に関すること。
 - 六 センター長及び管理者に対する意見の具申に関すること。
 - 七 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査に関すること。
 - 八 関係者への助言、勧告及び指示に関すること。
 - 九 必要に応じ利用者委員会及び専門部会の開催の要求に関すること。
 - 十 その他放射線障害防止に関し必要な事項

(代理者の職務)

第10条 代理者は、取扱主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、そ

の職務を代行するものとする。

(審議機関)

- 第11条 本施設の円滑な利用を図るために利用者委員会を置き、必要な事項は別に定める。
- 2 本施設の管理運営に関する事項は、利用者委員会の意見を聴いて、専門部会で審議する。

(課題責任者)

- 第12条 放射性同位元素を使用する研究課題ごとに課題責任者を置く。
- 2 課題責任者は、取扱主任者の指示に基づき、放射性同位元素等の取扱い、法第25条 の規定に基づく帳簿(以下「帳簿」という。)の記録等に関して、業務従事者を直接指 導監督する。
- 3 課題責任者となることのできる者は、本学の教授、准教授、講師又は助教で、業務従 事者として登録されているものとする。
- 4 前項に規定する者のほか、本学が指定する共同研究実施機関に所属する職員等で課題 責任者となることを希望するものは、管理者の承認を得て、課題責任者となることがで きる。

(業務従事者の範囲)

- 第13条 本施設において放射性同位元素等の取扱い又はこれに付随する業務(以下「取扱業務」という。)に従事できる者は、管理者が業務従事者として承認した者とする。
- 2 取扱業務に従事しようとする者は、所定の使用登録申請書を管理者に提出するとともに、第32条に定める教育及び訓練並びに第33条に定める健康診断を受けなければならない。

(管理区域)

- 第14条 管理者は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれがある場所を管理区域として指定しなければならない
- 2 管理区域は、第3条第3号に基づき指定するものとする。
- 3 管理者, 取扱主任者及び課題責任者は, 次の各号に掲げる者以外の者を管理区域に立 ち入らせてはならない。
 - 一 前条の規定に基づき業務従事者として登録された者
 - 二 一時立入者

(管理区域に立ち入る者の遵守事項)

- 第15条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ー 定められた出入口から出入りすること。
 - 二 管理区域へ立ち入るとき及び管理区域から退出するときは、入退室者記録簿に必要 事項を記入すること。
 - 三 放射線測定器を指定された位置に着用すること。
 - 四 所定の着衣、手袋、履物、その他必要な防護具を着用して作業を行い、かつ、これらの防護具を着用してみだりに管理区域の外に出ないこと。
 - 五 管理区域内において飲食、喫煙、化粧等を行わないこと。
 - 六 放射性同位元素等を皮膚等へ付着させたり又は体内摂取をしないよう細心の注意

- を払い、皮膚へ付着させ若しくは体内摂取をしたとき又はそのおそれのあるときは、 直ちに取扱主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 七 管理区域から退出する場合は、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは、取扱主任者に連絡するとともに、直ちに除染の措置をとること。
- 2 取扱主任者は、管理区域の入口の目に付きやすい場所に放射性同位元素等の取扱いに 係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。 (使用)
- 第16条 業務従事者は、放射性同位元素等を使用する場合には、取扱主任者及び課題責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
 - 二 所定の着衣、手袋、履物、その他必要な防護具を着用して作業を行い、かつ、これ らの防護具を着用してみだりに管理区域の外に出ないこと。
 - 三 作業前に必ず周辺の汚染のないことを放射線測定器で確認すること。
 - 四 放射性同位元素の使用は、本施設で許可された、年間使用数量、1日最大使用数量 及び3月間使用数量を超えないこと。
 - 五 放射性同位元素の数量、濃度に関わらず、放射性同位元素を管理区域外に持ち出して使用しないこと。
 - 六 遮へい壁その他の遮へい物により適切な遮へいを行うこと。
 - 七 かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
 - 八 放射性同位元素等を皮膚等へ付着させたり又は飲み込んだりして、放射線による被ばくの事故を起こさないように細心の注意を払うこと。
 - 九 作業中は、備付けのビニールろ紙及びバットを使用し、実験台等の汚染の防止に努めること。
 - 十 作業中は、放射線測定器により作業場所における放射線の量を常に監視すること。
 - 十一 作業室(密封されていない放射性同位元素の使用又は詰め替えをする室をいう。 以下同じ。)から退出する場合は、作業場所、使用器具、衣服等及び身体の表面、特 に、四肢に汚染のないことを確認し、汚染が確認されたら直ちに取扱主任者に報告し、 使用した放射性同位元素の物理的、化学的性状に応じた適当な方法を用いて、取扱主 任者の指示に従い汚染の除去を行うこと。
 - 十二 管理区域内の機械器具,資材,材料等を管理区域外に搬出する場合には,表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えていないことを確認し,みだりに持ち出さないこと。
 - 十三 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業 室から持ち出さないこと。
 - 十四 放射性同位元素の使用中にその場所を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて棚等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
 - 十五 事故が発生した場合又はそれを発見した場合は、直ちに取扱主任者に報告し、指示に従うこと。
 - 十六 作業室を使用した場合は、その都度清掃し、整理整頓に努めること。

(受入れ・払出し)

- 第17条 取扱主任者及び業務従事者は、放射性同位元素を受入れ(購入)又は他事業所からの放射性同位元素の受入れ(譲受)・払出し(譲渡)を行う場合は、次の各号に従って行わなければならない。
 - 一 業務従事者は本施設で許可された放射性同位元素以外の放射性同位元素を購入又 は譲受しないこと。
 - 二 業務従事者は本施設で許可された放射性同位元素の年間最大使用数量又は3ヶ月 使用数量を超えて購入又は譲受しないこと。
 - 三 業務従事者は放射性同位元素を購入又は譲渡・譲受を行う場合には、取扱主任者に 連絡し、取扱主任者の承諾なしに購入又は譲渡・譲受を行わないこと。
 - 四 取扱主任者は前号の連絡を受けた場合には、放射性同位元素の種類、数量を確認し、 受入れ可能であれば、購入又は譲渡・譲受の手続きをとること。
 - 五 取扱主任者は放射性同位元素の譲渡・譲受を行う場合には、譲渡書・譲受書を作成し、譲渡・譲受を行う許可使用施設の取扱主任者との間で、譲渡書・譲受書に基づき譲渡・譲受された放射性同位元素の種類及び数量の確認を行うこと。 (保管)
- 第18条 業務従事者は、放射性同位元素を保管庫に保管する場合には、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。
 - ー ガラスチューブ, プラスチックチューブ, フラスコ, バイアル等に入れ, 貯蔵室の 保管庫に保管すること。
 - 二 容器の転倒、破損等を考慮し、ろ紙、バットを使用する等汚染が拡大しないようにすること。
 - 三 みだりに持ち運びができないように、貯蔵室及び保管庫に施錠を行うこと。
 - 四 貯蔵室の貯蔵能力を超えて、放射性同位元素を貯蔵しないこと。 (管理区域における運搬)
- 第19条 業務従事者は、管理区域において放射性同位元素等を運搬する場合には、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大防止、被ばくの防止、その他放射線障害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(本施設内における運搬)

- 第20条 業務従事者は、本施設内において放射性同位元素等を運搬する場合には、前条に規定する措置に加え、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ取扱主任者の承認を得て行わなければならない。
 - 一 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、 振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。
 - 二 表面密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 1 / 1 0 を超えないようにすること。
 - 三 線量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、 搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を 超えないよう措置すること。
 - 四 輸送容器表面に所定の標識をつけること。

五 その他放射性同位元素等の運搬に関する法令(以下「運搬関係法令」という。)に 基づき運搬すること。

(本施設外における運搬)

第21条 運搬に従事する者又は運搬を委託された者は、本施設外に放射性同位元素等を 運搬する場合には、管理者及び取扱主任者の了解を得るとともに、運搬関係法令に定め る基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

- 第22条 業務従事者は、放射性同位元素等を廃棄する場合には、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。
 - 一 液体状の放射性無機廃液は、核種の長半減期、短半減期ごとに分類し、保管廃棄若 しくは排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以 下にして排水又は廃棄業者に委託し、廃棄すること。
 - 二 液体状の放射性有機廃液のうち、3H、14C、32P、33P、35S及び45Caを含む可燃性・流動性のある液体シンチレータ廃液(法に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含んだ液体シンチレータ廃液を含む。)は、焼却廃棄又は廃棄業者に委託し、廃棄すること。
 - 三 前号に規定する以外の放射性有機廃液は、所定の容器に保管し、保管廃棄設備で保 管廃棄すること。
 - 四 固体汚染物は、可燃物、難燃物、不燃物、非圧縮性不燃物、動物及びフイルターに 区分し、所定の容器又は梱包により保管し、廃棄業者に委託し廃棄すること。
 - 五 気体又は揮発性汚染物は、物理的処理又は化学的処理を行い、液体又は固体と前各 号の規定に準じて処理するか又は排気設備を通して排気口における排気中の濃度を 濃度限度以下にし排気すること。
 - 六 動物及び植物体の汚染物は、動物乾燥装置又は化学的処理により乾燥処理し、液体にあっては第1号、第2号又は第3号、固体にあっては第4号の規定に準じて処理すること。

(焼却炉の管理体制)

- 第23条 取扱主任者は、放射性有機廃液焼却炉(以下「焼却炉」という。)を安全に運転し、維持・管理するため、次の各号に掲げる項目の作業を行わなければならない。
 - 一 1月を超えない期間ごとに、地震感知装置及び警報ブザーの動作確認、燃焼室の掃除口及び蒸発室の点検口のパッキンの点検並びにフレームアイの清掃を行うこと。
 - 二 1年を超えない期間ごとに、焼却炉全体の点検及び清掃を行うこと。
- 2 前項の点検を行った場合には、その都度次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。
 - 一 点検年月日
 - 二 点検を実施した者の氏名
 - 三 点検項目及びその結果並びに措置した事項
- 3 焼却炉を1年以上運転していない場合には、運転前に点検・修理を行うなど適切な措 置を講じた後に、運転を再開しなければならない。
- 4 焼却炉の運転を再開する場合には、再点火前に、十分エアパージを行わなければなら

ない。

5 焼却炉に異常を発見した場合は、直ちに運転を停止し、その原因を究明しなければならない。この場合、原因が究明できないときには、製造業者による技術指導、点検を受け、正常な状態に復帰するまで運転を再開してはならない。

(焼却炉のマニュアル作成等)

- 第24条 取扱主任者は、次の各号に掲げるものについてのマニュアル等を作成し、運転 担当者に周知しなければならない。
 - 一 放射性有機廃液焼却炉管理運転
 - 二 放射性有機廃液焼却炉保守点検
 - 三 液体シンチレータ廃液の安全取扱い

(焼却対象物)

- 第25条 焼却炉で焼却できる物は、第22条第2号に規定する放射性有機廃液及び助熱 剤とする。
- 2 焼却する放射性有機廃液の上限濃度の目標値は、次の値とする。この場合、核種が混合しているときには、それぞれの濃度の目標値に対する割合の和が1を超えないものとする。
 - ー ³H, ¹⁴C, ³⁵Sについては, 37ベクレル/cm³
 - ニ ³²P, ³³P, ⁴⁵Caについては, 3. 7ベクレル/cm³
 - 三 法に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料については、3.7ベクレル /cm³

(焼却炉の運転)

- 第26条 焼却炉の運転は、取扱主任者が指名する運転担当者が行い、次の各号に掲げる 事項を遵守して行わなければならない。
 - 一 運転担当者は、業務従事者として登録し、焼却炉の操作方法についての教育・訓練 を受けること。
 - 二 焼却炉の運転前に、焼却炉本体、送・排風機及び廃液供給装置の作動点検、蒸発器 及び煙突接合部の漏れ並びに冷却水及び回収水系の水漏れの有無並びに蒸発室の残 渣の掃除を行うこと。
 - 三 補助燃料の予備燃焼により炉内温度を摂氏800度以上にし、燃焼状態を安定させること。
 - 四 焼却炉の運転中は、焼却炉本体、送・排風機及び廃液供給装置の異常、蒸発器及び 煙突接合部の漏れ並びに冷却水及び回収水系の水漏れの有無について監視し、異常、 漏れ又は水漏れを発見した場合には直ちに運転を停止し、その原因を究明すること。
 - 五 焼却時の燃焼温度が摂氏800度以上であることを実測により確認し、その温度を 記録すること。
 - 六 焼却する放射性有機廃液中の放射性同位元素の種類及び濃度の特定は、事前にサンプルを採取し、液体シンチレーション計測法等により測定し、その結果を記録すること。
 - 七 焼却前の放射性有機廃液のうち静置水層又は沈殿物が生じるものについては、これらを分離し、必要に応じて助燃剤を加えるなど組成調整を行い、分離した水層及び沈

殿物は焼却せず、保管廃棄とすること。

(焼却残渣等の取扱い)

第27条 放射性有機廃液の焼却に伴って生じる残渣等は、所定の容器に入れて保管廃棄 設備で保管し、廃棄業者に委託し廃棄しなければならない。

(焼却廃棄時の測定)

第28条 放射性有機廃液を焼却する場合における放射線の量, 汚染状況, 排気及び排水 に係る測定は、第30条の規定に従って行わなければならない。

(焼却廃棄の記録)

- 第29条 取扱主任者は、焼却廃棄に係る記録を行う帳簿を備え、運転担当者に記帳させ なければならない。
- 2 前項に規定する帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。
 - 一 廃棄年月日
 - 二 放射性有機廃液に含まれる核種
 - 三 助燃剤の種類
 - 四 廃液の成分、性状、放射能濃度及び量
 - 五 残渣の処理方法
 - 六 残渣の量
 - 七 廃棄に従事した者の氏名

(場所の測定)

- 第30条 取扱主任者は、放射線障害のおそれのある場所について、次の各号に定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。
 - ー 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器 を使用して行うこと。
 - 二 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界及び事業所 の境界について行うこと。
 - 三 放射性同位元素等による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室(人体又は作業衣、履物、保護具等その他の人体に着用している物の表面の放射性同位元素等による汚染の検査を行う室をいう。)、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界について行うこと。
 - 四 第2号の測定は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあっては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気ロ又は排水口における測定は、排気又は排水の都度 行うこと。
 - 五 第2号及び第3号の測定を行った場合には、その都度次に掲げる項目を記録すること。
 - イ 測定年月日
 - ロ 測定をした者の氏名
 - ハ 放射線測定器の種類及び型式
 - 二 測定方法
 - ホ 測定箇所

へ 測定結果

(個人被ばく線量の測定)

- 第31条 取扱主任者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、 次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。
 - 一 外部被ばくによる線量の測定
 - イ 胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を管理者に書面で申し出た者を除く。)にあっては腹部)について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)を測定すること。
 - ロ 頭部及びけい部から成る部分,胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち,外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部(イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合は、イのほか当該部分についても測定すること。
 - ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、イ及 びロ以外の場合は、当該部位についても、70マイクロメートル線量当量を測定す ること。
 - 二 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入る間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
 - 二 内部被ばくによる線量の測定

放射性同位元素等を誤って摂取した場合及び摂取するおそれのある場所に立ち入る者は、3月(妊娠した女子は本人の申出から出産までの間1月)を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、一時立入者については、内部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。

- 三 外部被ばくによる線量の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間並びに妊娠した女子は本人の申出から出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、その都度次に掲げる事項を記録すること。
 - イ 測定対象者の氏名
 - ロ 測定をした者の氏名
 - ハ 放射線測定器の種類及び形式
 - 二 測定方法
 - ホ 測定部位及び測定結果
- 四 内部被ばくによる線量の測定結果については、その都度測定年月日及び前号に規定 する項目を記録すること。
- 五 第2号の測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日 及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間並びに妊娠 した女子は本人の申出から出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該

期間ごとに算定し、その都度次に掲げる事項を記録すること。

- イ 算定年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 算定した者の氏名
- 二 算定対象期間
- 木 実効線量
- へ 等価線量
- 六 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月 1日以降5年ごとに区分した期間の累積実効線量を毎年度集計し、その都度次に掲げる項目を記録すること。
 - イ 集計年月日
 - ロ対象者の氏名
 - ハ 集計した者の氏名
 - 二 集計対象期間
 - 木 累積実効線量
- 七 第3号から前号までの記録は、取扱主任者が永久に保存するとともに、記録の都度 対象者に対しその写しを交付すること。ただし、保存については記録を5年間保存し た後に原子力規制委員会又は厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限 りでない。

(教育及び訓練)

- 第32条 管理者は、業務従事者及び管理区域に立ち入る者に対し、この規程の周知を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。
 - ー 実施時期は、次のとおりとする。
 - イ 初めて管理区域に立ち入る前及び取扱業務に従事する前
 - ロ 管理区域に立ち入った後及び取扱業務の開始後にあっては、1年を超えない期間 ごと
 - 二 前号イにあっては次に掲げる項目及び時間数, 前号口にあっては次に掲げる項目に ついて実施する。
 - イ 放射線の人体に与える影響 30分以上
 - ロ 放射性同位元素の安全取扱 4時間以上
 - ハ 放射線障害防止に関する法令 1時間以上
 - 二 放射線障害予防規程 30分以上
 - ホ その他放射線障害防止に関し必要な事項 必要な時間
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる項目の全部又は一部に関し充分な知識 及び技能を有していると取扱主任者が認める者に対しては、当該項目についての教育及 び訓練を省略することができる。ただし、省略する場合、その理由を記録すること。
- 4 一時立入者については、取扱主任者が必要と認める事項について実施すること。 (健康管理)

- 第33条 管理者は、業務従事者に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施 しなければならない。
 - ー 実施時期は、次のとおりとする。
 - イ 初めて管理区域に立ち入る前
 - ロ 管理区域に立ち入った後にあっては、1年を超えない期間ごと。ただし、職員である業務従事者に対しては、これに加え、省令第56条の定めるところにより、6月ごとの問診及び血液検査
 - 二 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
 - 三 問診は、被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況)について行う。
 - 四 検査又は検診については、次の部位及び項目について行う。ただし、次に掲げる部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあってはイ及び口の部位又は項目を除く)については、医師が必要と認める場合に限る。
 - イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血 球百分率
 - 口 皮膚
 - ハ眼
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
 - ー 放射性同位元素等を誤って摂取した場合
 - 二 放射性同位元素等により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に 除去することができない場合
 - 三 放射性同位元素等により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - 四 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくしたおそれのある場合
- 3 管理者は、健康診断を実施した場合には、その都度次の各号に掲げる事項を記録し永 久に保存するとともに、対象者に対し、その写しを交付しなければならない。ただし、 保存については、記録を5年間保存した後に原子力規制委員会又は厚生労働大臣が指定 する機関に引き渡すときは、この限りでない。
 - 一 実施年月日
 - 二対象者の氏名
 - 三 健康診断を実施した医師名
 - 四 健康診断の結果
 - 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

(記帳及び保存)

- 第34条 管理者は、受入れ又は払出し、使用、保管、廃棄、運搬、教育及び訓練並びに 点検に係る記録を行う帳簿を備え付け、記帳させなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。
 - 一 受入れ又は払出しに関する帳簿
 - イ 受入れ又は払出し年月日

- ロ 放射性同位元素の種類及び数量
- ハ 相手方の氏名又は名称
- 二 使用に関する帳簿
 - イ 使用年月日
 - 口 使用目的
 - ハ 使用方法
 - 二 使用場所
 - ホ 使用核種の種類及び数量
 - へ 使用者の氏名
- 三 保管に関する帳簿
 - イ 保管年月日
 - ロ 保管の方法及び場所
 - ハ 保管核種の種類及び数量
 - 二 保管を行った者の氏名
- 四 廃棄に関する帳簿
 - イ 廃棄年月日
 - ロ 廃棄物の種類
 - ハ 廃棄方法
 - 二 保管廃棄容器番号
 - ホ 廃棄核種の種類及び数量
 - へ 廃棄をした者の氏名
- 五 本施設外における運搬に関する帳簿
 - イ 運搬年月日
 - ロ 運搬物の種類, 核種及び数量
 - ハ 運搬の方法
 - 二 運搬物の表面及び表面から1メートル離れた位置の線量率
 - ホ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託 先の氏名若しくは名称
- 六 教育及び訓練に関する帳簿
 - イ 実施年月日
 - 口 実施項目
 - ハ 受講者氏名
 - 二 省略した場合は、その理由
- 七 放射線施設等の点検に関する帳簿
 - イ 実施年月日
 - ロ 結果及びこれに伴う措置の内容
 - ハ 点検者氏名
- 3 前項に規定する帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に 閉鎖し、保存期間は閉鎖後5年間とする。

(定期点検)

- 第35条 管理者及び取扱主任者は、別表に掲げる項目について、使用施設等に係る点検 (以下「自主点検」という。)を行わなければならない。
- 2 管理者及び取扱主任者は、前項の自主点検の結果異常を認めたときは、修理等の必要 な措置を講じなければならない。

(地震, 火災, その他災害時の措置)

- 第36条 地震、火災その他災害により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 緊急の事態を発見した者は、直ちに救急車、消防署、守衛室及び取扱主任者に通報 するとともに、災害の拡大防止、避難警告等の処置を講じること。
 - 二 放射性同位元素等を使用中の業務従事者は、放射性同位元素等を貯蔵施設又は保管 廃棄設備等の安全な場所への移動及び保管等の適切な措置を講ずるとともに、直ちに 管理者又は取扱主任者に通報し、放射線障害の防止に努めること。
- 2 管理者及び取扱主任者は、前項の通報により放射線障害が発生するおそれがあると認めたときは、直ちにセンター長に報告するとともに、速やかに放射線非常区域を設定し、旗、縄張り等によって表示し、見張人をつけて関係者以外の立入りを禁止する措置を講じなければならない。
- 3 管理者及び取扱主任者は、地震、火災等により本施設に災害が発生した場合には、直 ちに別表に掲げる項目について自主点検を行い、その結果をセンター長に報告しなけれ ばならない。
- 4 管理者及び取扱主任者は、震度4以上の地震が発生した場合には、災害の発生の有無にかかわらず前項に規定する点検を行い、その結果をセンター長に報告しなければならない。
- 5 センター長は、第2項、第3項又は第4項の規定により報告を受けたときは、速やかに学長に報告し、所轄の消防署又は警察署に通報する等適切な措置を講ずるとともに、 遅滞なく、学長を通じて原子力規制委員会及び岐阜労働基準監督署長に届けなければな らない。

(事故等の通報)

- 第37条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに取扱主任者に通報し、取 扱主任者は次の各号を確認し、センター長及び管理者に通報しなければならない。
 - ー 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合
 - 二 放射性同位元素が異常に漏えいした場合
 - 三 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
 - 四 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合
- 2 センター長は、前項の通報を受けたときは、速やかに学長に報告し、適切な措置を講ずるとともに、その状況、とった措置等を10日以内に学長を通じて原子力規制委員会 及び岐阜労働基準監督署長に報告しなければならない。

(報告)

第38条 管理者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第39条第3項に規定する放射線管理状況報告書を毎年4

月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、当該期間の経過後3月以内にセンター長及び学長を通じて原子力規制委員会に提出しなければならない。 (庶務)

第39条 本施設の放射線障害防止に関する庶務は、学術国際部研究支援課及び人材開発 部職員育成課において処理する。

(雑則)

附則

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が定める。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第35条第1項,第36条第3項関係) 点検項目及び点検回数

施設区分 点検区分	点検項目 点検回数
位置等地崩れのお	それ
浸水のおそ	れ 6月に1回
遮へい 遮へい物の	状況
施設 流流に、漏洩線量	1月に1回
(共 通) 主要構造物等 構造及び材料	料
柵、その他	6月に1回
管理区域 標識・注意	事項の掲示
非常口	
突起物、く	ぼみ等の状況
表面仕上げ 作業室	の状況
フード及び	グローブボックス
標識・注意	事項の掲示
突起物、く	ぼみ等の状況
使用施設 表面仕上げ	の状況
洗浄設備	6月に1回
汚染検査室 更衣設備	
放射線測定	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
除染器材	
標識	
貯蔵室等 耐火性	
標識・注意	事項の掲示
貯蔵施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	種類及び個数 1月に1回
野 蔵 心 設 貯蔵容器 受け皿、吸	収材等
標識	
閉鎖設備 設備又は器:	具
排風機の性	能
排気浄化装	置の性能
排気管の状	況
排気設備排気口の状況	況
汚染空気の	拡大防止装置
廃棄施設 各作業室に	対する換気能力
標識	6月に1回
配水管の状況	況
排水浄化槽	の状況
排水設備 廃液流出調	整装置の性能
標識	

		突起物、くぼみ等の状況	
	廃棄作業室	表面仕上げの状況	
		標識・注意事項の掲示	
	汚染検査室	突起物、くぼみ等の状況	
		表面仕上げの状況	
		洗浄設備	
		更衣設備	
		標識	
	焼却装置	焼却装置の性能及び状況	
伢	保管廃棄設備	外部との区画状況	
		閉鎖設備又は器具	
		標識・注意事項の掲示	
		保管廃棄容器の状況及び標識	
	監視装置	中央監視装置	
モニタリング システム他		排水モニター(γ用)	
		排水モニター (β用)	
		排水モニター(³H用)	3月に1回
		ガスモニター (β用)	
		ョウ素モニター	
		ダストモニター	
		サーベイメーターの校正	6月に1回
	動物飼育フード	構造及び性能	